

みんなで解消！ 部落差別！



あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で
交わり合うことのできる新居浜市を

みなさんとともに作りましょう！

新居浜市

みんなで解消！部落差別！

人権劇場



さあ、人権劇場のはじまりです。

マコトさんといっしょに部落差別について
考えてみましょう！

部落差別とは、特定の地域の出身であることや、その住んでいることなどを理由に差別を受けるという重大かつ深刻な人権問題です。

この法律では、部落差別という言葉が初めて明記されました。

部落差別解消推進法

2016年12月公布・施行

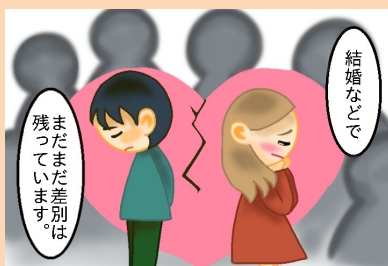


部落差別って まだあるの？



差別は確実に少なくなっています。しかし、差別によって幸せな結婚を反対されたり、インターネットで差別的な書き込みがあるのも現実です。

差別はされる人はもちろん、する人をも不幸にします。



では、 差別をなくすためには どうすればいいの？



部落差別が起きるまでは多くの人に関わっています。直接差別をする人、間違った知識を広める人、そして、差別を見て見ぬふりをする人…。

差別解消にはみんなの力が必要です！



誰かがやるのではなく、一人ひとりが「自分で出来る範囲で差別をなくしていこう」とすることが大切です。



差別解消に向けて色々な活動があり、
たくさんの仲間がいます。

正しく知って、考えて、行動すること。
みんなで差別をなくしましょう！

ご覧ください！



このリーフレットが紙芝居風に動きます。また、ここでは紹介しきれなかった新居浜市での活動も紹介しています。

YouTube「新居浜市チャンネル」→「マイタウンにいほま10月」
をご覧ください。

スマホ・タブレットの方は左のQRコードで直接接続できます。

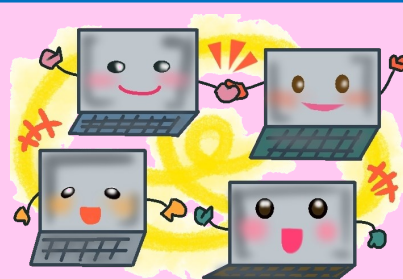
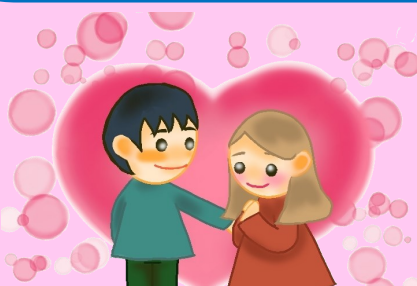
部落差別の解消の推進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である**ことに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的とする**。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、**全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである**との理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。



いっしょに人権について考えてみませんか？

～新居浜市では、色々な活動をしています～

①お茶の間人権教育懇談会 (お茶懇)

サークル仲間やお友達同士など、3人からの小グループで人権について学べます。開催依頼は人権擁護課(0897-65-1243)まで

②人権のつどい日

毎月11日を「人権のつどい日」と定め、様々な人権問題について講演会などを開催しています。開催内容は市政だよりやHPでご確認ください。

③ふれ愛フェスタ

～ハートFULL新居浜～

著名な方を招いて、人権に関する講演などを行います。また、市民参加型の企画もあります。ぜひご参加ください。

④校区別人権教育市民講座

新居浜市内各校区において実施します。分かりやすく気軽に参加してもらえる内容です。

お住いの校区でご参加ください。

人権相談のご案内



○松山地方法務局西条支局 西条人権擁護委員協議会 特設相談

受付 毎月第2木曜日(6月は除く) 午後1時から午後5時
場所 〒792-0031 新居浜市高木町2番6号 総合福祉センター
電話 (0897)56-0188

○松山地方法務局西条支局 西条人権擁護委員協議会 常設相談

受付 月曜日から金曜日(祝・祭日は除く) 午前8時30分から午後5時15分
場所 793-0023 西条市明屋敷168番地1
電話 (0897)56-0188

○新居浜市役所 市民部人権擁護課

受付 月曜日から金曜日(祝・祭日は除く) 午前8時30分から午後5時15分
場所 792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 市役所 5階
電話 (0897)65-1243 (来庁相談は事前電話連絡をお願いします)

編集・発行

新居浜市市民部人権擁護課

TEL : (0897)65-1243

令和2年2月1日